独立行政法人教職員支援機構
「新たな教職員の学び」協働開発推進事業　実施要項

令和４年１１月１１日
理　事　長　裁　定
一部改正　令和５年９月２１日
一部改正　令和６年７月３１日

１　事業の趣旨・目的

独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）は、教職員への総合的支援を行う全国的な中核拠点として、校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修や教員の資質能力向上に関する調査研究等を実施している。

また、中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会」で示された「『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて　審議まとめ」（令和３年１１月１５日）において、教員免許更新制の発展的解消後の「新たな教師の学びの姿」の実現に向けた方策とともに、教職員支援機構の果たすべき役割が明示された。

これを受けて、令和５年４月に、

・「探究型」の教職員研修の開発
・教育行政リーダー研修の開発
・「新たな学び」を牽引するオンライン研修の開発
・プラットフォーム等を通じた全国の教職員研修の支援　など

を推進する「次世代型教職員研修開発センター」を、令和６年４月に「教職員の学び協働開発部」を新たに設置し、「研修観の転換」を通じた「新たな教職員の学び」を実現する研修を推進することとしている（別紙参照）。

本事業は、機構と教育委員会や大学等が連携し、「令和の日本型学校教育」における新たな教職員研修の開発を行うとともに、新たな教職員研修の企画立案・運営を担う人材の育成を図ることを目的とするものである。

２　事業の内容

教育委員会は、教育センターや学校等における新たな教職員研修の企画・運営に関し、今後、中核的な役割を担うことを期待する指導主事や教員等を、機構つくば本部に派遣するとともに、教育センターを中心として「新たな教職員研修」に取り組むチームを作る。

派遣された教員等（以下「特別研修員」という。）は、同チームに所属し、その取組に参画するとともに、機構が提供する「研修マネジメント力協働開発

プログラム」に参加しつつ、新たな教職員研修の企画・運営や調査研究プロジェクトなど、機構における研修の企画立案・運営等の実務を実地に経験することを通じて、研修の企画立案・運営を行う力を高める。

教育委員会は、同チームを中心に特別研修員が機構で得る研修の企画立案・運営力を活用し、事業期間全体を通して、各自治体における新たな教職員研修の開発実施や、新たな教職員研修の企画立案・運営を担う人材育成に取り組むものとする。

３　事業の委託先

都道府県・指定都市・中核市等　教育委員会

（※市町村教育委員会への委託も可能）

４　委託期間

２年間

なお、委託契約は単年度ごとに行う。

５　事業の委託費等

「「新たな教職員の学び」協働開発推進事業公募要領」（以下、公募要領）で別に定めるものとする。

６　採択の予定件数

公募要領で別に定めるものとする。

７　特別研修員の要件

１事業につき、原則１名とする。

（１）教育センターや学校等における新たな教職員研修の企画・運営に関し、今後、中核的な役割を担うことを期待される者（指導主事や中堅教員等）であること。

（２）教職員として勤務成績が優秀であり、かつ、心身ともに健全であること。

（３）初年度、つくば本部（茨城県つくば市立原３番地）において、勤務可能な者であること。

８　特別研修員の役割

＜１年目＞

（１）つくば本部において、年間を通して、派遣元のチームに所属し、その取組に参画しながら、機構の「研修マネジメント力協働開発プログラム」に

参加するとともに、（２）～（４）の実務を経験することを通じて、「新たな教職員の学び」や研修の立案・運営への理解を深め、研修の企画立案・運営力の向上を図る。

（２）「教職員の学び協働開発部」が推進する事業をはじめ、機構における以下等の実務を実地に経験する。

①　教職員研修の企画立案及び運営

②　全国の教職員研修に関する指導・助言・援助の企画立案及び実施

③　都道府県市教育センターにおける出前研修講師

（３）機構の調査研究プロジェクトに参画する。

（４）派遣元の教育委員会や教育センター等が、当該年度や翌年度以降に実施する新たな教職員研修の企画立案や運営に携わる。

＜２年目＞

（１）派遣元の教育委員会の教育センター等において、新たな教職員研修の実施や普及を行う。

（２）（１）の取組状況について、年間を通じて機構や全国との情報共有を行う。

9　申請方法

（１）申請に当たっては、公募要領に定める申請書を作成の上、機構理事長あて提出すること。

（２）申請書は、提出後の差し替えや内容変更は認めない。また、提出された申請書は返還しない。

（３）以下の観点に基づき、審査委員会において書類審査を実施し、委託先を選考する。

（審査の観点）

・都道府県・指定都市・中核市等教育委員会における新たな教職員研修への取組方針

・機構との連携も含めた取組の具体性

・特別研修員の確保

・教育委員会に係る申請経費の妥当性

10　事業の実施

（１）契約締結

選定された教育委員会については、「「新たな教職員の学び」協働開発推進事業委託要領」等に基づき、事業年度ごとに実施計画書及び収支計画書を提出する。機構は、内容を総合的に勘案し、予算の範囲内で委託額

を決定する。委託額の決定後、機構と委託契約を締結する。契約については、単年度ごとに行う。なお、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

（２）委託額の変更

委託先が、各事業年度の委託額の総額を変更したり、費目間で流用したりしようとするときは、あらかじめ、機構の承認を得なければならない。ただし、費目間の流用が、委託額の総額の２０％以内となる場合についてはこの限りでない。

（３）中間報告書の作成・提出

委託先は、指定された期日までに中間収支報告書を作成し、機構に提出する。

（４）報告書等の作成・提出

委託先は、事業年度ごとに実施報告書及び収支報告書を作成し、各事業年度末までに機構に提出する。

11　その他

詳細については、公募要領等において別に定めるものとする。

NITS「教職員の学び協働開発部」について（令和6年4月）

変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶ教職員の育成

研修観の転換

NITS 独立行政法人教職員支援機構

教職員の学び協働開発部

（「次世代型教職員研修開発センター」を発展的に改組）

◆「探究型」研修の開発

自己の在り方を意識して課題の本質に向き合う教職員の「探究」を後押しする研修
（コア研修・特定課題探究研修・教育行政リーダー研修）

◆研修全体の「質」の向上

参加者の姿を丁寧に想像、把握し、「研修目標」、「研修内容」、「研修方法」の3つの観点から研修をデザインすることで、参加者を主語にした研修へと転換

◆オンラインを活用した研修の充実

オンデマンド動画、プラットフォーム、研修のベストミックス(対面、リアルタイム・オンライン、オンデマンド)を通じた全国の教職員の学びの支援

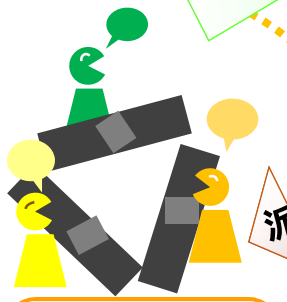

マネプロ
【全国・NITS】
（研修マネジメント力協働開発プログラム）

教職員研修の「共通言語」の共創

協働開発

助言等

派遣等

活用

活用

大学・民間企業等

教育委員会・センター

学校・教職員

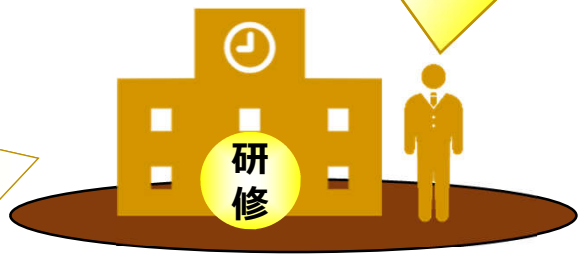

NITS中央研修等への活用